

知財を切り口とした中小企業の事業承継における支援の在り方に関する調査実証研究事業

実施概要

1. 事業の目的

本事業は、経営資源として知的財産に焦点をあてて、中小企業の事業承継における知的財産（技術的アイデア・ノウハウ等も含む）の取扱いを現状分析した上で、専門家による知的財産に関する事業承継支援を実施し、知的財産の承継にどのように取り組むべきかを明らかにすることを目的としています。

実施にあたって、事業承継を知的財産ないし知的資産を切り口として支援を受ける中小企業を募集し、専門家が支援を行い、その結果を分析いたします。この事業で得られた知見は中小企業及び中小企業支援者に資する知財を切り口とした事業承継マニュアル（仮称）にまとめて、事業承継活動に役立てていただけるよう公開いたします。

2. 事業者の募集

（1）対象

事業承継についてすでに取り組んでいる、または今後5年以内に検討したいと考えている中小企業が対象となります。なお、知的財産権（特許等）を保有していなくても、自社の強みのあるアイデア・ノウハウ等の知的資産をお持ちであれば応募いただけます。

（2）支援内容

専門家を派遣して、事業承継に向けて有用な準備と考えます『自社が保有する知的財産（知的財産権、ノウハウ、ブランド等の強み）を「見える化」「磨き上げ」すること』についてご支援や助言をいたします。なお、専門家が労務を提供するものではないことをあらかじめご承知おきください。

【支援内容の具体例】

1 回目の訪問の前に、支援準備に必要な情報の提供を事務局より依頼いたしますのでご協力をお願い申し上げます。

1 回目：対象者へのヒアリングや社内確認による、当該企業の知的財産の「見える化」の実施

～調査準備期間（約1月）～

⇒ 事業承継に向けた自社の知的財産を整理することができる

自社の強みや承継後の磨き上げの方向が理解できる

2 回目：新事業提案などの、知的財産の「磨き上げ①」を実施

～調査準備期間（約半月）～

⇒ 見える化した知的財産の価値を一層高める活動について理解できる

3 回目：「磨き上げ②」の実施及びクロージングミーティング

⇒ 今後の取組事項を整理し優先順を明確にできる

※支援先企業の事業承継に関する取組の進度に応じて、「磨き上げ」に関するスケジュールを検討するなど、事業承継の実行計画策定まで踏み込むことも想定されます。

(3) 派遣する専門家

派遣する専門家は、知財・法務専門家、経営実務・事業承継専門家（中小企業診断士、事業承継士、経営コンサルタントなど）です。

事務局が選定して契約した専門家を派遣します。これらの専門家は守秘義務を負っており、知り得た情報は秘匿されます。

(4) 専門家派遣の期間・回数

期間：令和元年 1 月～令和 2 年 2 月

回数：3 回程度（1 回あたり 2 時間程度。訪問日時は事前に調整して決定）

(5) 費用

無料（専門家派遣に係る費用（謝礼、旅費）は不要）

3. 応募方法

(1) 応募書類

以下の Web ページより、「[申込用紙](#)」をダウンロードして、必要事項をご記入ください。

※三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング お知らせページ

https://www.murc.jp/publicity/news/news_191010/

(2) 応募書類の提出

上記の Web ページ内に明示している事務局メールアドレス（ip-syoukei@murc.jp）に、記入した「申込用紙」をファイル添付にて提出ください。または、事務局ファックス番号（052-307-1126）に、記入した「申込用紙」をファイル添付にて提出ください。

※メール件名は、「特許庁事業承継支援事業 応募書類提出」としてください。

※メール受信の返答が遅くなる場合がございます。下記お問い合わせ先までお電話ください。

(3) 応募期間

令和元年10月10日（木）～令和元年11月1日（金）17時必着

※一次採択で予定する採択数に至らなかった場合、二次採択を実施する場合がございます。

4. 採択判断について

（1）審査方法

採択は、提出された応募書類等の内容が公募の基礎的要件を満たしているかどうか事務局による書類審査を行い、有識者等の審査委員による確認を経て採否を決定します。なお、事前に電話にて不明点等を問い合わせることがございます。応募書類の明らかな記入ミスや書類不備がある場合は、本審査の対象にならない場合があります。

採択予定件数は15社程度を予定しており、採択された企業名は公表されます。

（2）審査基準

以下の観点から審査委員会にて総合的な評価を行います。

<基礎的要件>

- ・「中小企業」であること¹
- ・事業承継について既に取り組んでいる、または、今後5年以内で事業承継の検討が必要になると予想されること

<加点要件>

- ・本事業を活用する目的・狙いが明確である、本事業の目的・狙いに合致する。
- ・事業承継の時期、事業承継計画の検討状況、事業承継先（親族内承継を含む）が明確である
- ・事業承継に対する取り組み状況が説明できる
- ・本事業に対する経営者の関心度合いが高い
- ・本事業に対する取り組み体制を準備できる
- ・自社の強み・弱みが明確である
- ・技術、ブランド、ノウハウ等の自社の知的財産が説明可能な内容となっている
- ・支援機関等による支援等を受けたことがある
- ・支援機関等の推薦がある
- ・経済産業省、特許庁、中小企業庁が実施する補助金事業等に採択されたことがある。

（3）採択結果の通知

採択結果は申請者に対して電話もしくはメールにてご案内する予定です。

¹ 中小企業基本法に定められている中小企業者かつ、みなし大企業（下記①～③）でないこと。

① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業

② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

5. 応募にあたって留意いただくこと

応募にあたっての条件はあるか？	応募者が「中小企業」であること 事業承継について既に取り組んでいる、または、今後5年以内に事業承継の検討が必要になると予想されること
事業承継先が決まっていなくても、申込できるか？	決まっていることが望ましいが、明確に決まっていなくても、具体的なイメージがあれば申込は可能（被承継人が承継意思を示していることまでは不要）。
事業承継先が親族外であっても、申込できるか？	できる。従業員や第三者等の親族外承継が予定されている（又は想定されている）場合でも申込可能。
これまで特許や商標等の出願をしたことがなくても、申込できるか？	できる。出願をしたことがなくても、独自の技術・技能に係る強みやブランド、これまでに築き上げた関係資産等を説明できれば申込可能。
採択された場合、経営者はどの程度の検討・対応が必要となるのか？	専門家が3回程度訪問し、数時間程度のミーティングを行うので、これに参加する必要がある（日程は調整の上で決定）。検討内容によって、次回ミーティングまでに検討・対応が必要な事項が発生することも想定されるので、専門家のアドバイス等を踏まえて、自ら対応する意思が求められる。
知的財産・知的資産についてどこまで開示が必要になるか？	支援にあたる専門家や事務局は実施主体である特許庁と同様に守秘義務を負っていますが、対外的に秘密にしている技術やノウハウの詳細まで開示していただく必要はありません。事例等として取りまとめる場合、秘密情報には配慮し、必ず事前に対象企業に了解を取ってから取りまとめます。
推薦した支援機関に期待することはあるか？	専門家の支援に可能であれば帯同いただき、一体的な支援ができることが望ましいと考えています（必須ではありません）。専門家がミーティング等で検討・対応を依頼した事項について、経営者に対してフォローアップを実施いただく等していただくと支援効果が高まると考えられます。
補助金事業等には何が含まれるか？	補助金事業の他、「地域未来牽引企業」や「はばたく中小企業・小規模事業者300社」など、様々な分野で活躍している企業として、経済産業省、特許庁、又は中小企業庁から認定を受けている企業も含まれます。

6. 問い合わせ先

<知財事業承継支援事業事務局>

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

政策研究事業本部 研究開発部 担当：萩原、長尾、平川

電話：052-307-1103 E-Mail：jp-syoukei@murc.jp

（担当者が不在の場合はこちらから折り返しいたします。連絡先を伝言もしくはメールしてください。）